

# 新潟の水道



お客さま  
コールセンター

フリーダイヤル **0120-411-002**  
(AM8:00~PM9:00 年中無休)

フリーダイヤルを  
ご利用できない場合や  
受付時間外のご連絡は

**☎025-266-9311**

新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3

<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/suido/index.html>

新潟市水道局

2025年4月 発行

# 目次

- はじめに ..... 1
- 水道事業の経営のしくみ ..... 2
- 新潟市の水源 ..... 3
- 水道施設と配水区域 ..... 4
- 水道水ができるまで ..... 6
- 安定供給のために ..... 8
- 事故・災害に備えて ..... 10
- 水質管理 ..... 12
- お客さまサービス ..... 14
- 広報・広聴 ..... 15
- 水道の管理区分 ..... 15
- 料金体系と簡単な計算例 ..... 16
- 新潟市水道のあゆみ ..... 17



新潟市水道局  
マスコットキャラクター  
**水太郎**

水道の妖精らしいけど、正体は不明。水の中では自由に動けるし、空も飛べる。水道の話をしていると、どこからか現れる。水道が大好きで、とても詳しい。

## はじめに

新潟市の水道は、明治43（1910）年、全国で19番目の近代水道として給水を開始しました。

これまで、市勢の発展や生活水準の向上に伴う水需要の増加に対応するため、5回にわたる拡張事業や市町村合併を経て、給水普及率はほぼ100%に達し、新潟市民のライフラインとして、24時間、安全・安心な水道水をお届けしています。

近年は、老朽化した水道管や浄水場等の施設・設備の更新需要が増大している一方、人口減少の進行や節水器具の普及などにより、水道使用量の減少傾向が続き、経営環境は厳しさを増しています。また、頻発する自然災害への対策など、多くの投資を必要とする様々な課題に直面しています。

これらの諸課題に対応し、安定した事業運営をはかるため、水道局では、令和7年度から令和16年度の10年間を計画期間とした「新潟市水道事業経営計画（マスタープラン2034）」を策定し、長期的な視点をもちつつ、計画的に取り組みを進めています。

これからも効率的な業務執行に努めるとともに、安全でおいしい水道水を、安定してお届けすることにより、「すべてのお客さまに信頼される水道」の実現に向けて、取り組んでいきます。

## 目指す方向性

### 安全でおいしい水道水の供給

すべてのお客さまに、いつでもどこでも、安全でおいしい水道水を供給する水道を目指します。



### 強靱な施設・体制による給水の確保

自然災害等による被災を最小限にとどめ、断水等が発生した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道を目指します。



## 基本理念

# 「すべてのお客さまに信頼される水道」

### 環境の変化に柔軟に対応した水道サービスの持続

環境の変化やお客さまのニーズに柔軟に対応した、持続可能な水道事業運営を目指します。



### 後世に健全な水道を引き継ぐための経営基盤の強化

限られた経営資源を最大限に生かし、健全な水道事業運営を後世に引き継ぎます。



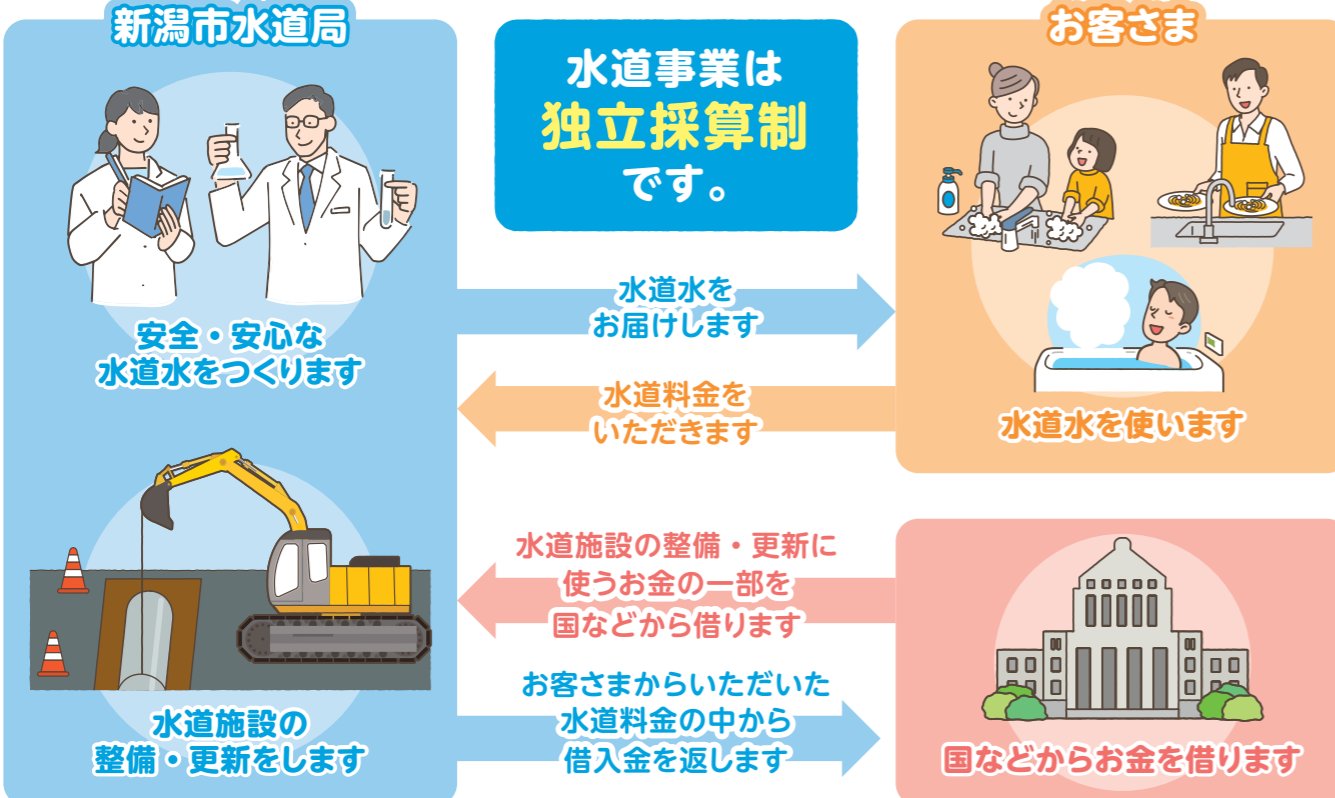
# 水道事業の経営のしくみ

**健全で効率的な経営に努めています**

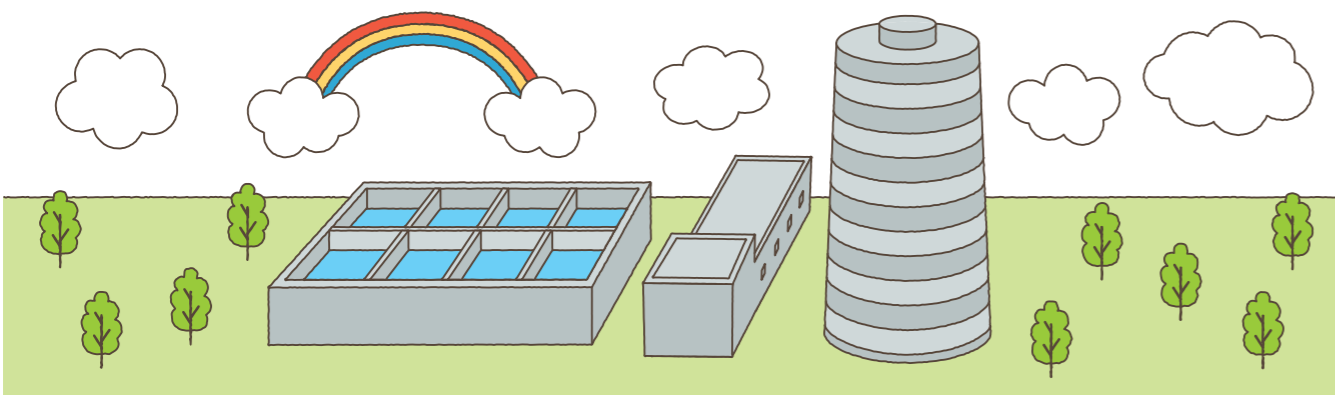
水道事業の目的は利潤の追求ではなく、すべてのお客様に、いつでもどこでも、安全でおいしい水道水を供給することです。

**お客さまからいただいた水道料金が主な財源です**

安全・安心な水道水をお届けするための費用は水道料金でまかっています。



お客さまへ安全・安心な水道水をお届けするための水道施設は水道料金を財源として更新、維持管理を行っています。



# 新潟市の水源

**中ノ口川、西川**は、信濃川から分流した河川です。下流では、再び信濃川本川と合流しています。

**信濃川**は、長野・埼玉・山梨県境にある甲武信ヶ岳(標高2,475m)を源流とする日本一長い川です。新潟県を流れる下流部では信濃川、長野県を流れる上流部では千曲川と呼ばれています。

**阿賀野川**は、栃木・福島県境にある荒海山(標高1,580m)を源流としています。新潟県を流れる下流部では阿賀野川、福島県を流れる上流部では阿賀川と呼ばれています。



# 水道施設と配水区域



## ① 青山浄水場



施設能力  
65,000m<sup>3</sup>/日

昭和6年に建設した浄水場で、信濃川表流水を水源としています。

西区と中央区の一部を主な配水区域として、ポンプ圧送により直接配水、もしくは南山配水場、内野配水場を経由して配水しています。

## ② 信濃川浄水場



施設能力  
80,000m<sup>3</sup>/日

平成17年に建設した浄水場で、信濃川表流水を水源としています。

江南区、中央区、西区の一部を主な配水区域として、高架配水塔の自然流下により配水を行っています。

## ⑥ 巻浄水場



施設能力  
23,000m<sup>3</sup>/日

昭和61年に建設した浄水場で、西川表流水を水源としています。

西蒲区を主な配水区域として、稲島配水場、間瀬第1配水場、岩室配水場を経由して配水しています。

- : 取水場
- : 浄水場
- : 配水場




**東港浄水場**  
(新潟東港地域水道  
用水供給企業団)  
※同企業団より  
受水しています

## ③ 阿賀野川浄水場

施設能力  
92,000m<sup>3</sup>/日

昭和49年に建設した浄水場で、阿賀野川表流水を水源としています。

東区と江南区、中央区の一部を主な配水区域として、ポンプ圧送により直接配水、もしくは竹尾配水場を経由して配水しています。




## ⑤ 戸頭浄水場

施設能力  
38,000m<sup>3</sup>/日

昭和48年に建設した浄水場で、中ノ口川表流水を水源としています。

南区、西蒲区を主な配水区域として、ポンプ圧送により直接配水を行っています。



## ④ 満願寺浄水場

施設能力  
40,000m<sup>3</sup>/日

昭和32年に建設した浄水場で、阿賀野川表流水を水源としています。

秋葉区を主な配水区域として、秋葉配水場、長峰配水場、二本松配水場、金津配水場、松ヶ丘配水場を経由して配水しています。

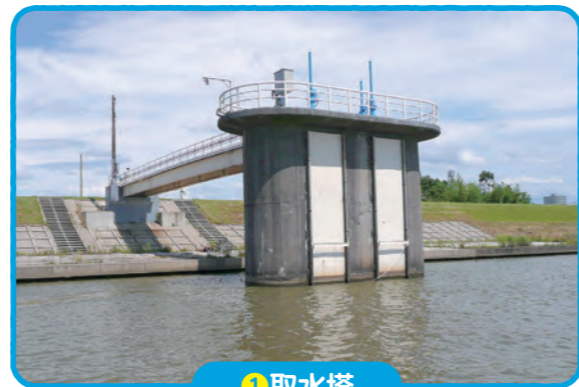


# 水道水ができるまで

川から取り入れた水は、そのままでは飲み水として使えません。浄水場では、各施設で汚れを取り除くなどの浄水処理を行い、安全でおいしい水をつくっています。

浄水場とは“水道の水”をつくり出す工場なのです。

下の図は、信濃川浄水場の例です。



① 取水塔

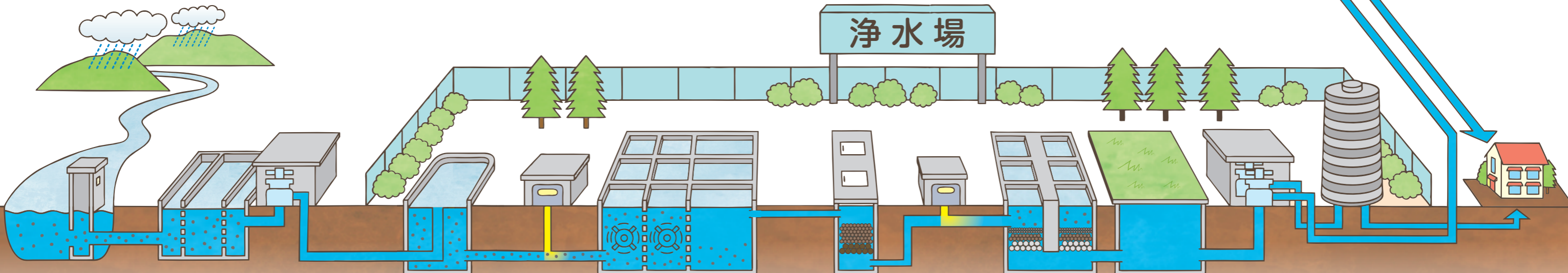
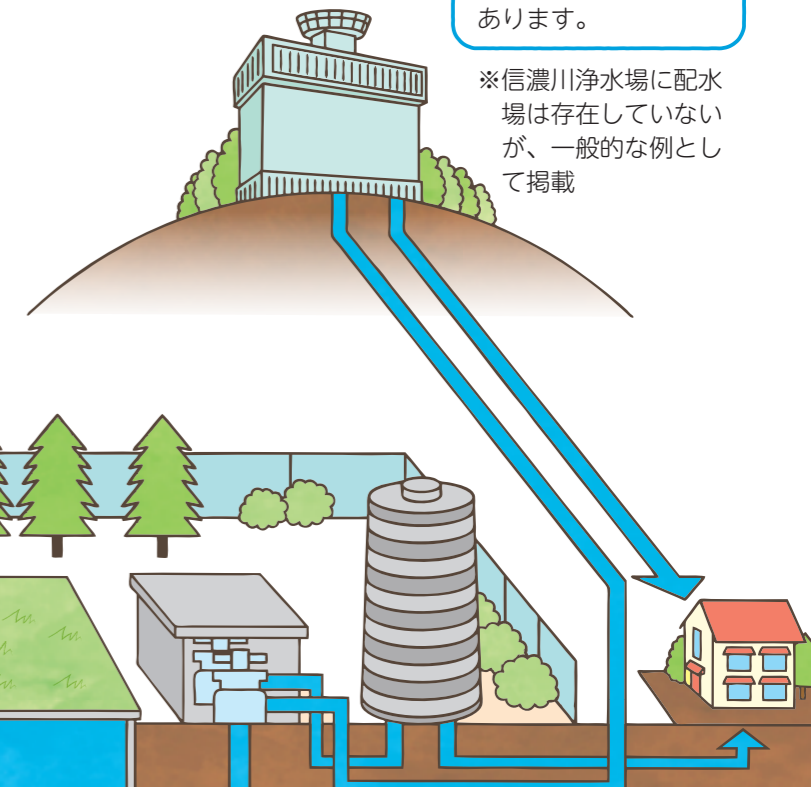


⑪ 高架配水塔

⑫ 配水場

各家庭に効率よく給水するための施設です。高い場所にあるものもあります。

※信濃川浄水場に配水場は存在していませんが、一般的な例として掲載



① 取水塔

川から水を取り入れます。

② 沈砂池

水に混じっている砂やゴミを取り除きます。

③ 着水井

取り入れた水の水位を調整します。

④ 薬品注入

薬品で濁りを取りやすくします。

⑤ 沈澱池

薬品の働きによって濁りを大きな固まりにして、底に沈めます。

⑥ 生物活性炭吸着池

活性炭に繁殖した微生物の力で水に溶けている臭いのもとなどを取り除きます。

⑦ 塩素消毒

塩素を使って、細菌などを消毒します。

⑧ ろ過池

水を砂と砂利でこしてきれいにします。水道水ができます。

⑨ 配水池

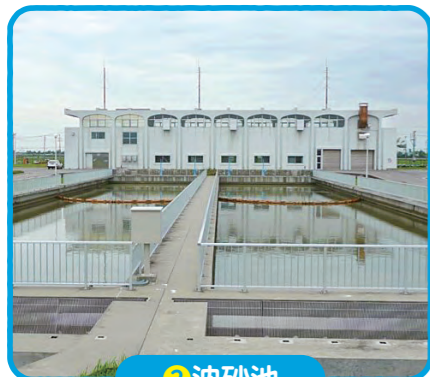
できあがった水道水を貯めておく所です。

⑩ ポンプ場

ポンプで圧力をかけて、配水場や直接家庭などへ水道水を送り出します。

⑪ 高架配水塔

高い位置に水道水を貯めて自然流下で配水します。停電になっても配水することが可能です。



② 沈砂池



④ 薬品注入(薬品注入設備室)



⑤ 沈澱池



⑧ ろ過池



⑨ 配水池



⑩ ポンプ場

# 安定供給のために

## 浄水場の維持管理



### 運転管理

中央監視により、浄水処理工程や池の水位・流量などのデータを常時集中監視することで、水量・水質・薬品注入などを適切に管理します。また、各設備の異常発生時には警報で知らせ迅速な対応を行います。



### 定期点検

ポンプや受変電設備など浄水場の運営に不可欠な設備を適切に管理しています。日々の点検で異常があれば、修理などを行います。点検・保守管理を定期的に行うことで、設備の健全化に努めています。



### 水質工程管理

連続計器による水質監視や水質検査などにより、各浄水処理工程の水質をチェックしています。また、河川の高濁度や異常水質時でも、水質の変化に応じて適切に薬品量をコントロールできるよう、水質管理に努めています。



## 水道管の維持管理



### 漏水修理

水道管は埋設環境や経年劣化で漏水が発生することがあります。漏水による周辺世帯の濁水や、道路の陥没などの被害を防ぐため、速やかに漏水修理を行っています。



### 漏水調査

漏水は水道局の損失だけでなく、水圧の低下や道路陥没など、市民生活に影響を及ぼします。定期的に漏水調査を行い、早期発見することで重大な被害の抑制に努めています。



### 定期点検

お客さまに安全な水道水を安定して供給するため、水道管の付属設備（仕切弁等）を定期的に点検し、有事の際に速やかに対応できるよう管理しています。



## 浄水場の整備・更新

### 電気・機械設備

電気・機械設備は、長時間の使用や経年劣化により機能や性能が徐々に損なわれます。

故障が発生する前に設備の更新を行うことで設備機能の信頼性と安定性を確保しています。

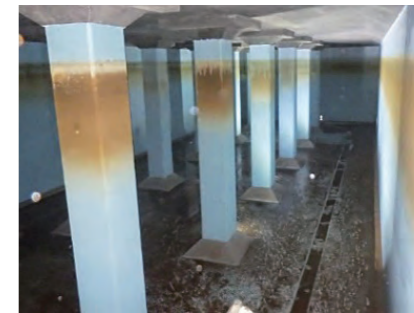


### 土木構造物

配水池など土木構造物の老朽化に対しては、その状況に応じた改修が必要です。

コンクリート補修や耐震補強などを行うことで構造物の機能維持を図っています。

写真：配水池内の劣化補修



整備前



整備後

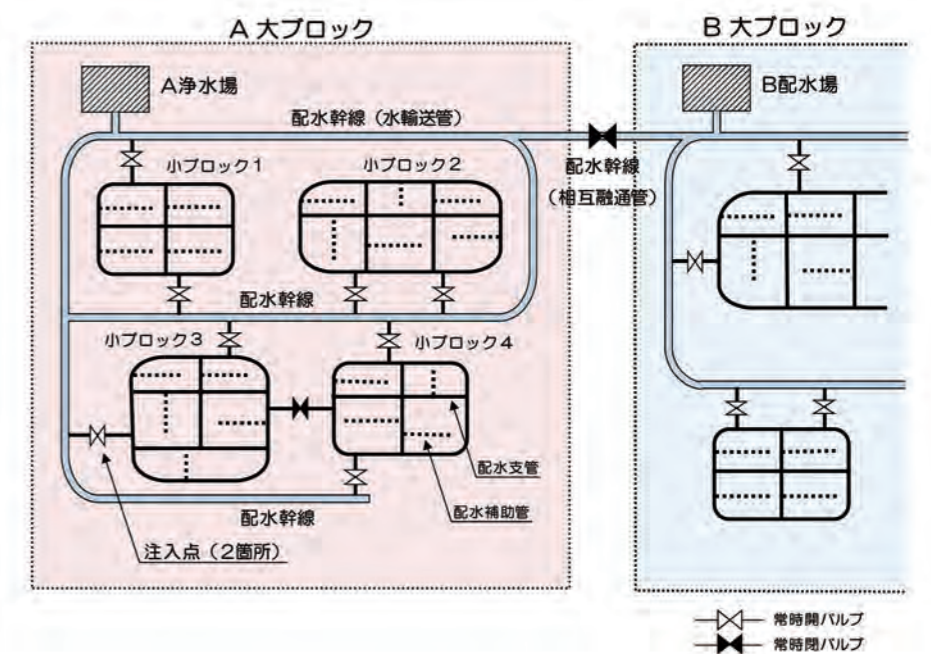
## 水道管の整備・更新

基幹管路および漏水が懸念される老朽化した配水支管に重点を置き、災害に強い耐震管への更新を行っています。



## 配水ブロックシステム

ブロックシステムは、災害時に断水地域を小さくできることや、ブロック単位での素早い復旧が可能なことから、注目されている配水管網システムです。新潟市においても配水ブロックシステムによる災害に強い管網を構築しています。



# 事故・災害に備えて

新潟市では、昭和39（1964）年の新潟地震によって水道施設に大きな被害を受けたことや、平成16（2004）年の中越地震、平成19（2007）年の中越沖地震、平成23（2011）年の東日本大震災、令和6（2024）年の能登半島地震などの地震に加え、近年頻発する台風や大雨などの風水害による被害を教訓とし、大規模な事故・災害に備えた対策に取り組んでいます。

浄水場・配水場では、水道管被害に伴う配水池の水道水流出を防ぐため、地震を感知すると自動的に弁を閉じる緊急遮断弁を設置するとともに、停電時に備え、安定給水を継続するための非常用発電設備を配備しています。

これにより、震災時の拠点給水所としての役割を担う浄水場、配水場および小学校の校庭などに設置された飲料水兼用耐震性貯水槽において、市内全域で約11万立方メートルの飲料水が確保できる見込みとなっています。

また、水道管の破損事故などの危機事象に対する対応力の強化にも努めており、大口径の基幹管路の修繕にも即応できるよう、緊急資材センターに必要な資機材の備蓄を行っています。

このほか、仮設給水栓やキャンバス水槽などの応急給水用の資機材の備蓄、他の水道事業者、水道工事業者や民間事業者との協力体制の整備、各種災害対策マニュアルの策定、訓練の実施などにより万全の体制で事故・災害に備えています。



緊急資材センター（信濃川浄水場）



応急給水用の資機材



緊急復旧の訓練



給水車による応急給水

## 拠点給水所

● 飲料水兼用耐震性貯水槽 ● 浄水場 ■ 配水場

災害時には、浄水場、配水場、飲料水兼用耐震性貯水槽を「拠点給水所」として応急給水活動を行うほか、被害に応じて避難所等に仮設水槽を設置します。

- ① 北区役所北出張所
- ② あたごの杜大山台 駐車場
- ③ 竹尾小学校
- ④ 水道局東庁舎
- ⑤ (福)新潟市中央福祉会ワークセンターミナと
- ⑥ ロイヤスパークスER万代
- ⑦ 女池小学校
- ⑧ 江南区役所
- ⑨ 亀田公園
- ⑩ 水道局秋葉庁舎
- ⑪ 坂井輪中学校
- ⑫ 内野小学校
- ⑬ 坂井輪小学校
- ⑭ 黒埼地区総合体育館

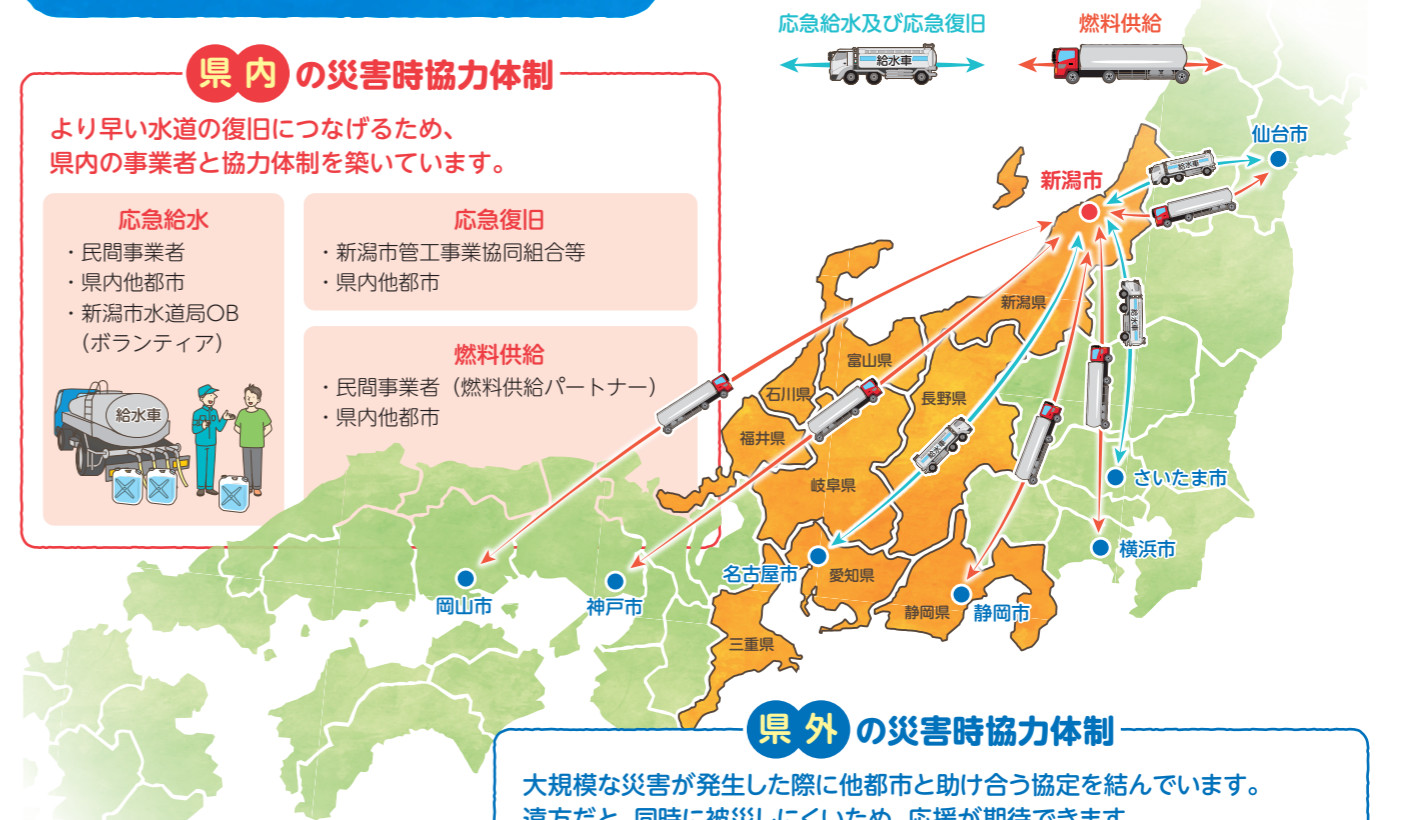


## 災害時の協力体制

### 県内の災害時協力体制

より早い水道の復旧につなげるため、県内の事業者と協力体制を築いています。

<b>応急給水</b> ・ 民間事業者 ・ 県内他都市 ・ 新潟市水道局OB（ボランティア）	<b>応急復旧</b> ・ 新潟市管工事業協同組合等 ・ 県内他都市
<b>燃料供給</b> ・ 民間事業者（燃料供給パートナー） ・ 県内他都市	



### 県外の災害時協力体制

大規模な災害が発生した際に他都市と助け合う協定を結んでいます。遠方だと、同時に被災しにくいいため、応援が期待できます。

<b>応急給水・応急復旧（相互応援）</b> ・ 仙台市・さいたま市・名古屋市 ・ 中部地方8県（地図中塗色部）	<b>燃料供給（相互応援）</b> ・ 仙台市・横浜市・静岡市 ・ 神戸市・岡山市 ・ 中部地方8県（地図中塗色部）
--	---

# 水質管理

安全でおいしい水をお届けするために

安心して飲める水道水をお届けするためには、水源からじゃ口にいるまでのきめ細やかな水質管理が必要です。本市では、青山浄水場構内に水質管理センターを設置し、高度な分析機器を充実させ、水質分析の専門的な知識を持った職員が水質管理を行っています。



水質管理センター

## 水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）の取得

水道GLPは水質検査の精度と信頼性を公益社団法人日本水道協会が保証する制度です。水道GLPの認定には厳しい要件が課されているほか、認定後も4年ごとに更新審査をクリアする必要があります。本市では、平成18年4月の水道GLP取得後（全国で7番目）、継続して認定を維持しています。



水質検査の精度と信頼の証  
水道GLP認定マーク



水道GLP認定証

## 流域事業者との連携

新潟県内の信濃川と阿賀野川流域の水道事業者で構成される『信濃川・阿賀野川両水系水質協議会』と連携し、共同調査や情報交換など、広域的な水源監視を行い、水質事故の影響を未然に防ぐよう努めています。



油流出防止チラシ



水質事故訓練への参加

## 水質に関する広報活動

水質管理に関する専門的知識を持った職員が、水道水の安全性を積極的に広報することで、お客さまに信頼される水道を目指します。

水道水のおいしさを伝える『きき水』体験や、『凝集ろ過実験』などの体験型の広報も充実させています。『凝集ろ過実験』は、濁った水に実際に浄水場で使われている薬品を添加して、濁りを除去する過程を体験できる実験です。自分の手を使って浄水処理の工程を体験することによって、水つくりの仕組みを理解し、水道に対する関心を持ってもらうことを目的に行っています。



凝集ろ過実験



きき水体験



## 水質管理のための水質試験



### 理化学試験

pHなどの一般性状項目の検査をします。



### 機器分析

微量化学物質を測定します。



### 細菌検査

河川水の細菌数や、水道水の消毒効果の確認をします。



### 臭気試験

臭いの種類や強さを人の嗅覚で確認します。



# お客さまサービス

## お客さまコールセンター

お客さまと水道局を結ぶ窓口として、お客さまコールセンターを設置しています。

コールセンターでは、専門のスタッフが年中無休で午前8時から午後9時までの間、使用開始や中止などの各種お届けやお問い合わせに対応しています。

(電話番号は背表紙に記載)



お客さまコールセンター

## 多様なお支払い方法 コンビニ支払い・スマホ決済・口座振替・毎月振替

お客さまサービスの向上のため、多様なお支払い方法を導入しています。

口座振替のほかに、コンビニエンスストアでのお支払いやスマートフォン決済もご利用いただけます。

また、口座振替をご利用されているお客さまは、2カ月分の料金を2回に分けてお支払いできる、毎月振替もご利用いただけます。

### 毎月振替について

口座振替でお支払いされているお客さまは、ご希望により毎月振替がご利用いただけます。検針は2カ月に1度のみ、料金は半分ずつ、毎月ご指定の口座から引き落としします。

2カ月分の請求額

12,562円

毎月振替=半分ずつ2回に分けて振替

6,281円

6,281円

※金額例は、メーター口径13mm、使用水量40m<sup>3</sup>の水道料金と下水道使用料の合計金額です。  
※毎月振替の金額は、端数調整により差が生じる場合があります。



## 断水などの情報提供

水道工事などに伴う断水・濁水の情報  
事故などによる緊急的な断水・濁水・減水の情報

断水、濁水、減水情報など、お客さまリアルタイムな情報を提供するコンテンツを水道局ホームページに掲載しています。



# 広報・広聴

水道事業の運営にあたっては、お客さまのご理解とご協力が欠かせません。時代とともに変化していくお客さまのニーズを幅広く、的確に把握し、双方向での情報伝達を推進していくため、広報・広聴を充実させています。

## 広報紙「水先案内」

水道局広報紙「水先案内」(年4回発行)は、水道メーターの検針票と一緒にお届けしています。



## 水道出張授業

小学4年生を対象とした出張授業を行っています。授業を通して水道水の大切さなどをPRしています。



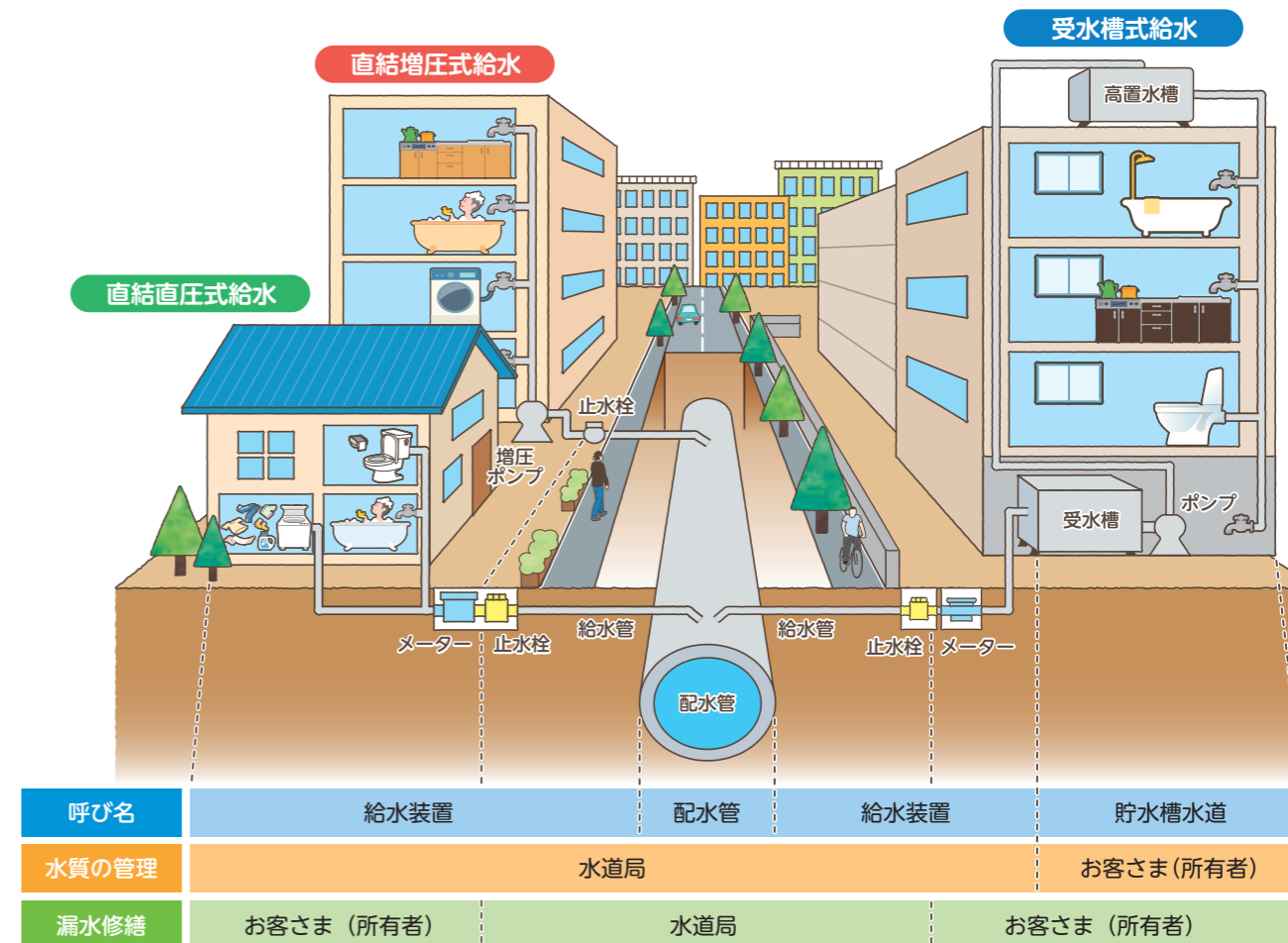
## アンケート調査

お客さまの水道事業に対する意識や水の利用状況をお聞きして、今後の事業運営の参考としています。



# 水道の管理区分

配水管から分岐してご家庭まで水を送る給水管、止水栓、水道メーター、じゃ口などを「給水装置」と呼びます。受水槽式給水で給水している建物では、受水槽に入るまでが給水装置です。水道局でお貸ししている水道メーターを除き、給水装置はお客さまの財産ですので、適切に管理していただく必要があります。



# 料金体系と簡単な計算例

## 水道料金表



一般家庭では2カ月ごとに検針を行い、使用水量に応じた水道料金をいただいています。また、下水道処理地域内のお客さまからは、下水道使用料を同時にいただいています。

### 一般用 水道料金表 (2カ月分)

メーター口径	基本料金	従量料金(水量単位: m <sup>3</sup> )					
		20 まで	21~60	61~100	101~200	201~600	601 以上
13 mm	2,360 円	1 m <sup>3</sup> につき 46 円					
16 mm	3,580 円						
20 mm	5,580 円						
25 mm	8,720 円						
30 mm	12,560 円						
40 mm	22,340 円	1 m <sup>3</sup> につき 130 円	1 m <sup>3</sup> につき 139 円	1 m <sup>3</sup> につき 161 円	1 m <sup>3</sup> につき 187 円	1 m <sup>3</sup> につき 218 円	
50 mm	34,920 円						
75 mm	78,560 円						
100 mm	139,640 円						
150 mm	314,200 円						
200 mm	558,580 円						

水道料金は、「基本料金」と「従量料金」の合計額に消費税等相当額が加算されます。

令和7年1月1日改定

### 一般家庭における水道料金の計算例

#### メーター口径13mm、2カ月間で65m<sup>3</sup>使用した場合

項目	単価 / 1 m <sup>3</sup>	計算 (65 m <sup>3</sup> )	金額
基本料金(口径 13mm)	—	—	2,360 円
従量料金	1 ~ 20 m <sup>3</sup> まで	20 m <sup>3</sup> × 46 円	920 円
	21 ~ 60 m <sup>3</sup> まで	40 m <sup>3</sup> × 130 円	5,200 円
	61 ~ 100 m <sup>3</sup> まで	5 m <sup>3</sup> × 139 円	695 円
小計(基本料金+従量料金)	—	—	9,175 円
消費税等相当額	—	—	917 円
<b>合計</b>	—	—	<b>10,092 円</b>

※消費税等相当額を計算する際に、1円未満の端数がでた場合は切り捨てます。



メーター検針の様子



# 新潟市水道のあゆみ

年号(西暦)	内容	年号(西暦)	内容	年号(西暦)	内容			
明治 27年(1894)	内務省技師バルトン水道布設調査	昭和 44年(1969)	8月 関屋新庁舎完成 3月 東営業所完成	平成 12年(2000)	6月 (仮称)信濃川浄水場建設事業着手			
32年(1899)	内務省技師中島鋭治水道布設調査	3月 北部水道事業認可(4月着手)	7月 信濃川取水場工事完了	13年(2001)	1月 黒崎町を給水区域に編入 4月 料金改定			
33年(1900)	6月 会津亦質らの建議を受け、上水道布設調査委員会設置	45年(1970)	3月 4拡青山浄水場1期工事完了 7月 寺地取水場、関屋浄水場廃止	14年(2002)	10月 直結増圧給水方式導入 3月 黒崎浄水場廃止			
34年(1901)	10月 内務省技師土田鉄雄、県技師加藤与之吉に水道布設調査・設計を委託	8月 日本海タワー完成	8月 信濃川水系水質保全連絡協議会設立	15年(2003)	4月 水道管路施設GISシステム導入 4月 設計積算CADシステム導入 給水台帳ファイリングシステム導入			
39年(1906)	6月 市長吉田良治水道布設を申請	11月 阿賀野川水系水質保全連絡協議会設立		8月 太郎地区拡張工事完了、給水開始	16年(2004)	10月 新潟県中越地震、応援隊派遣		
40年(1907)	6月 横浜市より技師三田善太郎を工事に招へい	46年(1971)	4月 北部水道通水	17年(2005)	3月 新潟市と、新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、月潟村、中之口村、潟東村、味方村が合併			
41年(1908)	12月 水道布設認可、国・県の補助決定	8月 業務部・技術部の二部制に移行		10月 新潟市と巻町が合併	10月 新潟市と巻町が合併			
43年(1910)	1月 水道部設置	9月 青山水道遊園開園		10月 鳥屋野浄水場廃止	10月 鳥屋野浄水場廃止			
	6月 給水規則制定	47年(1972)	6月 4拡青山浄水場2期工事完了	18年(2006)	4月 水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)の認定取得			
	10月 水道通水	48年(1973)	3月 北部水道事業完了	3月 新潟市水道事業中長期経営計画(マスタープラン)策定	3月 新潟市水道事業中長期経営計画(マスタープラン)策定			
	11月 市役所第5課(水道課)設置	8月 信濃川に海水遡上		4月 政令指定都市へ移行	4月 政令指定都市へ移行			
大正 2年(1913)	5月 給水規則廃止、水道使用条例施行	9月 料金改定(逓増制、加入金実施)		4月 事業所・営業所統合(2事業所・2営業所体制へ)	4月 事業所・営業所統合(2事業所・2営業所体制へ)			
	10年(1921)	7月 放任給水制廃止、全戸計量制実施	49年(1974)	3月 北部水道第1回拡張事業認可 7月 阿賀野川浄水場1期工事完了、通水	4月 フリーダイヤル導入			
	11年(1922)	4月 水道拡張調査会設置	50年(1975)	3月 北部水道第2回拡張事業認可	7月 新潟県中越沖地震、応援隊派遣			
	12年(1923)	5月 沼垂地区で応急特別共用給水を開始	6月 北部水道第2回拡張事業完了	2月 亀田浄水場廃止	2月 亀田浄水場廃止			
昭和 2年(1927)	6月 大河津分水せき破損、信濃川減水で海水遡上	51年(1976)	5月 料金改定(口径別体系移行)	3月 長戸呂浄水場廃止	3月 長戸呂浄水場廃止			
	3年(1928)	3月 第1回拡張事業認可(7月着手)	52年(1977)	1月 料金集金制廃止(口座制・納付制)	7月 上下水道料金調定収納システム更新			
	4月 水道拡張部設置	6年(1931)	9月 第1回拡張事業完了	10月 水道局お客さまコールセンター開設	10月 水道局お客さまコールセンター開設			
	5月 料金改定	10月 沼垂地区各戸給水開始	10月 市営船舶給水開始	5月 隔月検針毎月徴収制度開始	12月 隔月検針毎月徴収制度開始			
	7年(1932)	7月 塩素消毒開始	8年(1933)	6月 市役所水道課より出火、庁舎焼失	2月 小須戸浄水場廃止	2月 小須戸浄水場廃止		
	8年(1933)	6月 市役所水道課より出火、庁舎焼失	10年(1935)	4月 料金改定、特別会計移行	5月 水道技術研修センター完成	5月 水道技術研修センター完成		
	11年(1936)	4月 塩素常時注入実施	11年(1936)	4月 塩素常時注入実施	3月 東日本大震災、宮城県内へ応援隊派遣	3月 東日本大震災、宮城県内へ応援隊派遣		
	12年(1937)	1月 鳥屋野村、石山村の一部を給水区域に編入	12年(1937)	1月 鳥屋野村、石山村の一部を給水区域に編入	11月 岩室浄水場廃止	11月 岩室浄水場廃止		
	15年(1940)	日本軽金属工場(鳥屋野村)へ給水	20年(1945)	10月 料金改定	3月 月潟浄水場、月潟配水場廃止	3月 月潟浄水場、月潟配水場廃止		
	21年(1946)	4月 料金改定	21年(1946)	4月 料金改定	1月 西川浄水場廃止	1月 西川浄水場廃止		
	22年(1947)	4月 料金改定	22年(1947)	4月 料金改定	3月 中之口・潟東浄水場廃止	3月 中之口・潟東浄水場廃止		
	23年(1948)	1・7・10月 連続料金改定	23年(1948)	1・7・10月 連続料金改定	3月 新・新潟市中長期経営計画(新・マスタープラン)策定	3月 新・新潟市中長期経営計画(新・マスタープラン)策定		
	5月 給水制限を実施	24年(1949)	7月 料金改定	3月 青山浄水場施設整備事業(第1期)完了	3月 青山浄水場施設整備事業(第1期)完了			
	7月 第2回拡張事業認可、着手	26年(1951)	3月 第2回拡張事業完了	11月 新田地区拡張事業着手	11月 新田地区拡張事業着手			
	4月 料金改定	27年(1952)	3月 水道課川岸町新庁舎へ移転	61年(1986)	3月 新田地区拡張事業完了(4月給水開始)	61年(1986)	3月 新田地区拡張事業完了(4月給水開始)	
	10月 水道局発足	28年(1953)	1月 企業会計制度実施	63年(1988)	4月 料金改定	63年(1988)	4月 料金改定	
	29年(1954)	4月 料金改定	29年(1954)	4月 料金改定	7月 第5回拡張事業認可(9月着手)	7月 第5回拡張事業認可(9月着手)		
	30年(1955)	7月 第3回拡張事業認可、着手	30年(1955)	7月 第3回拡張事業認可、着手	元年(1989)	3月 青山浄水場施設改良事業(1期)完了	元年(1989)	3月 青山浄水場施設改良事業(1期)完了
	31年(1956)	4月 料金改定	31年(1956)	4月 料金改定	3年(1991)	3月 竹尾配水場一部通水	3年(1991)	3月 竹尾配水場一部通水
	4月 公認業者制度実施	32年(1957)	7月 鳥屋野浄水所一部通水	7月 料金改定(消費税転嫁)議決、9月分から実施	4年(1992)	3月 第5回拡張事業完了	4年(1992)	3月 第5回拡張事業完了
	7月 鳥屋野浄水所一部通水	33年(1958)	9月 水道使用条例廃止、新潟市給水条例施行	3月 青山浄水場施設改良事業(2期)完了	3月 青山浄水場施設改良事業(2期)完了	3月 青山浄水場施設改良事業(2期)完了	3月 青山浄水場施設改良事業(2期)完了	
	38年(1963)	2月 第4回拡張事業認可(4月着手)	38年(1963)	2月 第4回拡張事業認可(4月着手)	4月 料金改定	4月 料金改定	4月 料金改定	
	3月 第3回拡張事業完了	39年(1964)	3月 青山浄水所増補改良事業完了	4月 老朽管改良事業着手	4月 老朽管改良事業着手	4月 老朽管改良事業着手	4月 老朽管改良事業着手	
	10月 料金改定	6月 新潟地震、全市断水	6月 新潟地震、全市断水	5月 配水管幹線整備事業着手	5月 配水管幹線整備事業着手	5月 配水管幹線整備事業着手	5月 配水管幹線整備事業着手	
	7月 東新潟応急復旧完了	7月 西新潟応急復旧完了	7月 西新潟応急復旧完了	3月 内野配水場施設改良事業完了	3月 内野配水場施設改良事業完了	3月 内野配水場施設改良事業完了	3月 内野配水場施設改良事業完了	
	11月 全市応急復旧(各戸給水)完了	7月 東新潟応急復旧完了	7月 東新潟応急復旧完了	12月 検計用ハンディターミナル導入	12月 検計用ハンディターミナル導入	12月 検計用ハンディターミナル導入	12月 検計用ハンディターミナル導入	
	41年(1966)	3月 地震復旧完了	41年(1966)	3月 地震復旧完了	6年(1994)	4月 企業会計システム導入	6年(1994)	4月 企業会計システム導入
	42年(1967)	3月 4拡鳥屋野浄水所工事完了	42年(1967)	3月 4拡鳥屋野浄水所工事完了	4月 信濃川・阿賀野川両水系水質協議会設立	4月 信濃川・阿賀野川両水系水質協議会設立	4月 信濃川・阿賀野川両水系水質協議会設立	
	6月 料金業務電算化	43年(1968)	4月 料金改定	8月 濁水対策本部設置	8月 濁水対策本部設置	8月 濁水対策本部設置	8月 濁水対策本部設置	
	5月 信濃川取水場一部通水(鳥屋野浄水場向け)	43年(1968)	4月 料金改定	7年(1995)	1月 阪神・淡路大震災、芦屋市へ応援隊派遣	7年(1995)	1月 阪神・淡路大震災、芦屋市へ応援隊派遣	
	5月 4拡南山配水場通水	43年(1968)	5月 4拡南山配水場通水	6月 3階直結給水全面導入	6月 3階直結給水全面導入	6月 3階直結給水全面導入	6月 3階直結給水全面導入	
				11月 請負材料制に全面移行	11月 請負材料制に全面移行	11月 請負材料制に全面移行	11月 請負材料制に全面移行	
				10年(1998)	4月 料金改定	10年(1998)	4月 料金改定	
				11年(1999)	3月 青山浄水場施設改良事業(3期)完了	11年(1999)	3月 青山浄水場施設改良事業(3期)完了	



創設時の関屋ポンプ室